

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加 埼玉県社会保障推進協議会 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
お待ちしています！ 三郷市社会保障推進協議会 〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.6

08年12月10日発行



早朝の浦和駅頭宣伝

一一月二六日（水）

早朝八時から九团体二〇人が参加し、浦和駅西口で初めて宣伝を行いました。

「早朝の駅利用者は、通勤・通学に急ぐ人た

ちで、チラシの受け取りは期待できないのでは」と、宣伝参加者は危惧していました。しかし、「三郷市で生活保護の申請権を侵害され、国家賠償請求の裁判が起っています。皆さんのご支援をお願いします」と、マイクからの訴えをおこなう

と、チラシを受け取る通行人が多く、宣伝参加者からは「通り過ぎてから、わざわざチラシを取りに来る人が何人もいた」と報告があり、反響のある宣伝となりました。

次回裁判期

人が人として生きる権利を取り戻す

第六回口頭弁論

日日の宣伝も、浦和駅で行うこととしました。

第六回口頭弁論

今回は、前回の裁判

傍聴席四三席から四席増え四七席となりましたが、やはり前回同様回ったため、今回も抽選となりました。

原告弁護団は、今回、第五準備書面を提出をしましたが、その内容は「生活保護開始決定前に関する争点整理」を行つたものです。この「争点の整理」は、



そして、その内容について、今回もパワーポイントを使つて説明がされました。

原告団は、まず生活保護開始の要件について触れ、開始の要件は「要保護状態にあること、プラス申請があること」として確認をしたのち、要保護状態について「要保護状態ではない」と、被告の「面接において担当職員が原告が要保護状態ではない」と、被告诉者が原告が要保護状態ではないと判断した」という反論に対し、「面接に当たつた職員の認識で要保護状態の要否を判定するものではない」ということを主張しました。

11月26日浦和駅西口宣伝

さらに申請についても「申請あり」とは、明確に「申請」がある場合、申請の意思が見てとれる場合。また明白な申請なしの場合でも、説明義務違反により明白な意思表示に至らなかつた場合は、申請ありとみなすものである。という、説明が詳しく行われました。

また、前回の第五回口頭弁論終了間際、裁

原告は、要保護状態にあり、申請を行つて請を受理されなかつた〇五年二月と、申請を受理した〇六年六月では、客観的な要保護性の具体的変化はどこにあるか、求釈明を求めました。

被告に対する求釈明に対する指摘に現れています。事前に裁判書類に目を通し、裁判進行を促しており、裁判長の積極面として捕られます」と、支援者を激励し、裁判支援を訴えました。



弁護士会館での裁判報告会

裁判後報告集会

報告集会では、原告弁護士もこのことに触れ「弁護士として、非常に情けないこと」と報告、意図的かどうかはともかく、非常に不誠実であることは間違いません。

パワーポイントによる
原弁護士からの報告



判長は被告に対し、申請を受理されなかつた〇五年二月と、申請を受理した〇六年六月では、客観的な要保護性の具体的変化はどこにあるか、求釈明を求めました。

しかし被告は、的にはその釈明を行ない、裁判長より次回、もう一度釈明を行うよう促されました。さらに驚いたことに被告代理人は「私は聞いて理解していましたのですが、被告人のメモに従つて文書を作成したもの」と答えたのです。

また、原告弁護士より「毎回の裁判傍聴が満席で、関心の高い裁判ということは、裁判にも伝わっています。それは、裁判長の被告に対する求釈明に対する指摘に現れています。事前に裁判書類に目を通し、裁判進行を促しており、裁判長の積極面として捕られます」と、支援者を激励し、裁判支援を訴えました。

被告に対する求釈明に対する指摘に現れています。事前に裁判書類に目を通し、裁判進行を促しており、裁判長の積極面として捕られます」と、支援者を激励し、裁判支援を訴えました。

支援する会からの訴え

この署名は、県内・市内の労働組合や民主団体はもとより、遠く離れた北九州市からも送られますなど、全国に支援の輪が広がっています。

この間、団体・個人の会への加盟を募つたり、請願署名に取り組んだり、県庁前や浦和駅前の宣伝に取り組んだりと、裁判を外かいます。

改めてお礼を申し上げるとともに、今後も支援する会への加盟とともに、署名へのご協力をお願いします。

【事務局より】

第七回口頭弁論と宣伝の日程

日 時：〇九年二月一八日（水）

場 所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

午前一〇時〇〇分～一〇時三〇分

傍聴の抽選は、九時三〇分です。

*弁護団報告会が裁判終了後

*当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。

*時間は午前八時～午前九時

埼玉弁護士会館三階で開催されます。